

SDGs Week EXPO エコプロ 2025 兵庫県ブース装飾等委託業務プロポーザル実施要項

1 趣旨

公益財団法人ひょうご産業活性化センター（以下「センター」という。）は、ひょうご産業 SDGs 認証企業の新たなビジネス機会の創出を図るため、国内最大規模の SDGs 関連製品等が集まる「エコプロ」に兵庫県ブースを設け共同出展を行います。

本事業を実施するにあたり、展示ブース装飾等業務を委託する業者を選定するための公募型プロポーザルを実施します。

2 募集の概要

(1) 委託業務名

SDGs Week EXPO エコプロ 2025 兵庫県ブース装飾等委託業務

(2) 委託業務内容

別添「SDGs Week EXPO エコプロ 2025 兵庫県ブース装飾等委託業務仕様書」のとおりとします。

(3) 委託業務期間

契約締結日から令和 7 年 12 月 25 日（木）まで

(4) 予算額

4,500,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とします。

(5) スケジュール

令和 7 年 8 月 12 日（火）	募集及び質問受付開始
令和 7 年 8 月 15 日（金）	質問受付終了
令和 7 年 8 月 20 日（水）	質問に対する回答期限
令和 7 年 9 月 3 日（水）	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 9 月上旬	選定委員会（書類審査）
令和 7 年 9 月中旬	審査結果通知

3 応募資格

本案件への応募者は、次に掲げる全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていないこと。
- (2) 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法第 225 号）の再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 宗教又は政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。

- (5) 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等でないこと。
- (6) 労働関係法令を遵守し、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保すること。
- (7) 業務内容について守秘義務を遵守できること。

4 プロポーザルに係る手続等

(1) 本要項及び仕様書、提出書類の交付

センターのホームページからダウンロードしてください。

(2) 説明会

説明会は実施しません。

(3) 質疑応答

ア 提出方法

プロポーザルに参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（様式第 4 号）により、電子メールで提出すること。件名を「SDGs Week EXPO エコプロ 2025 兵庫県ブース装飾等委託業務に関する質問」とし、必ず受信を電話で確認してください。

イ 提出期限

令和 7 年 8 月 15 日（金）午後 5 時（必着）

ウ 提出先

本文書末記の提出先に提出してください。

エ 回答方法

質問に対する回答は、原則として令和 7 年 8 月 20 日（水）までに、質問書に記載された連絡先に電子メールで通知します。

また、必要に応じて質問及び回答をセンターのホームページにて公開します。

なお、評価基準の配点については質問の対象外とします。

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

次の①～⑤の書類を期日までに各 5 部提出してください。（⑧は一部のみ）

① 企画提案書（様式第 1 号）

② 企画書（イメージ図（パース図）、平面図、立面図、ブースの機能性、装飾デザイン案、アピール点等）（様式は任意）

※企画書の用紙は、原則として A 4 判用紙を使用することとし、A 3 判用紙を使用する場合には、A 4 判サイズに折り込むこと。枚数には制限はないが、カラー印刷とすること。

※本業務の効果を向上させる独自の企画を提案する場合には、独自の提案事項の実施に要する費用についても、本業務の委託料に含めること。

- ③ 出展準備期間及び展示期間中の業務実施体制（様式は任意）

※外注の場合、その旨明記すること。

- ④ 全体スケジュール（様式は任意）

- ⑤ 会社概要（様式第2号）

※会社パンフレット等があれば添付すること。

- ⑥ 類似業務受託実績一覧（様式は任意）

- ⑦ 経費積算見積書（様式は任意（押印不要））

※積算内容を詳細かつ具体的に記載すること。

- ⑧ 暴力団の排除に関する誓約書（様式第3号）

イ 受付期間

令和7年8月12日（火）から9月3日（水）午後5時（必着）

ウ 提出方法

レターパック（プラス、ライト含む）又は配達記録の残る書留等を使用してください。また、「兵庫県ブース等装飾委託企画提案書在中」と明記し、必ず到着の有無を電話で確認してください。

エ 提出先

本文書末記の提出先に提出してください。

オ その他

センターが必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

5 委託業者の選定方法

(1) 選定委員会による審査

選定委員会により、書面審査を実施し、委託業者を選定する。

(2) 審査方法

次の①～⑤に示す評価の視点に基づき、企画提案の内容、業務の遂行能力等について、選定委員会において審査の上、最優秀提案者を選定します。

なお、応募者が1者の場合であっても、企画審査を実施します。

- ① デザイン・レイアウトが出展者の情報発信力を高めるものとなっているか。

- ② 出展者にとって、使いやすいレイアウトとなっているか。

- ③ 業務遂行に必要な実施体制、スケジュールとなっているか。

- ④ 事業実績等から本業務を着実に実行することが期待できるか。

- ⑤ 適切かつ妥当な事業費の積算となっているか。

(3) 結果通知

審査結果は、応募者に対して電子メールにて速やかに通知するとともに、センターのホームページで公表します。(令和7年9月10日(水)を予定)

(4) 受託者の決定等

ア 契約候補者とセンターが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案内容を基本とし、契約候補者とセンターとの協議により最終的に決定します。

イ 契約候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、選定委員会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結します。

6 契約条件

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とします。ただし、保険会社と履行保証保険契約を締結し、その保険証券をセンターに提出する場合は、全部又は一部を免除します。

(2) 委託費の支払等

委託費の支払は、業務完了後にセンターが行う実績確認に基づく精算払とします。

(3) 契約の解除

受託者が、委託契約の条項に違反した場合は、委託契約の一部又は全部を解除し、委託費を支払わない場合があります。この場合においては、契約保証金を違約金に充当します。

7 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとします。

(2) 一度提出のあった応募書類については、原則として差し替えを認めません。

(3) 提出された企画提案書等は、業務関係資料の保存のため、返却しません。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しません。

(4) 企画提案書等の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提案者の負担とします。

(5) 提案内容の著作権は提案者に帰属しますが、受託者の選定のため、提出された企画提案書等をセンターが複写し、使用することがあります。

(6) 企画提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意のうえ、関係者とトラブルがないようにしてください。

(7) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

ア 企画提案書等の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき

イ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されているとき

ウ その他、企画提案の審査を行うに当たって不相当と認められるとき

(8) 企画提案の審査で最高位の評価を受けた者が、応募要件を満たしていない場合は、契約を締結しません。この場合、次順位の者を委託先として選定します。

【提出先、問合せ先】

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-8-4 神戸市産業振興センター
(公財)ひょうご産業活性化センター 経営推進部 成長支援課

TEL : 078-977-9117

E-mail : sdgs@staff.hyogo-iic.ne.jp